

○警備業者に係る営業の停止命令

(第 49 条第 1 項)

改正 平成 24 年 11 月 27 日 平成 25 年 12 月 1 日
平成 26 年 3 月 20 日 平成 29 年 3 月 22 日
平成 29 年 11 月 28 日 令和元年 9 月 1 日
令和 2 年 4 月 1 日 令和 3 年 4 月 15 日

処分基準

令和 3 年 4 月 15 日作成

法令名	警備業法
根拠条項	第 49 条第 1 項
処分の概要	警備業務に係る営業の停止命令
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	
処分基準	別紙「警備業法に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり。
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
備考	岡山県公安委員会

別紙

[別紙参照]